

令和7年12月15日

請求人様

蒲郡市幸田町衛生組合監査委員

大浦 裕

同

青山 義明

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和7年10月21日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省略）

2 請求のあった日

令和7年10月21日

3 請求の内容

請求人から提出された住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

(1) 請求の要旨

蒲郡市幸田町衛生組合（以下「衛生組合」という。）が管理する斎場「セレモニーホールとぼね（名称）」において、条例等関係各法令に規定のないペット（動物）葬送サービス（返骨行為・骨壺推奨・特定寺院への誘導など）が行われている。

返骨行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「清掃に関する法律」という。）の規定において、ペット（動物）の死体は「一般廃棄物」とされ、斎場では火葬後であっても、廃棄物を持ち帰る行為は認められていないので違法または不当行為である。

このような状況のなか、個別ペット（動物）火葬・葬送サービスの料金については、料金設定に根拠のない実質的に民間の葬送サービスに類する対価の受領と相違ない額 15,000 円の徴収が行われ、不当なサービスに対する料金徴収であり、民間のペット葬送業者に対して経済的な不利益を与える行為である。

また、衛生組合が管理する斎場では、「人体の一部」、「胎盤」「産汚物」などを焼却しているとの情報がある。これらは清掃に関する法律上、感染リスクを伴う「特別管理廃棄物」に分類され、処理には清掃に関する法律に基づく協議・届出または設置許可が必要である。衛生組合が許可などを有していない場合、焼却行為は清掃に関する法律に違反する。

よって、衛生組合 管理者に対し、次の措置を求める。

(2) 措置請求の内容

ア 管理者に対し、廃棄物処理を超えた違法サービスの即時廃止を求める。

イ 管理者に対し、不当徴収された料金の即時廃止・返還を求める。

ウ 管理者に対し、無許可焼却の即時廃止・刑事罰則の有無の監査と通報を求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第 242 条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

ア 衛生組合が管理する斎場において、ペット（動物）の焼却した後の骨を持ち帰る行為が行われていることを認め、財務会計上の行為もしくは財産の管理を怠る事実が実在するか否か。

イ 個別ペット（動物）焼却・葬送サービスの料金 15,000 円の設定が、不当な料金徴収にあたるか否か。

2 監査対象部局

蒲郡市幸田町衛生組合（市民生活部環境清掃課）

関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、蒲郡市幸田町衛生組合（市民生活部環境清掃課）に対し、令和7年12月2日に所長（課長）及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年11月18日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、請求人から新たな証拠が提出され、請求内容の補足説明がなされた。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

（結論）

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

(1) 蒲郡市幸田町衛生組合斎場の設置及び管理に関する条例について

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条及び第244条の2の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合斎場（以下「斎場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 死体の火葬、葬儀、祭儀及び汚物等の焼却を行うため、斎場を設置する。

2 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 セレモニーホールとぼね

(使用料)

第8条 利用者は別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表（第8条関係）

区 分			単 位	使 用 料		備 考
				組合市町 居 住 者	その他	
火 葬 動 物	12歳以上の死体		1体	4,000円	60,000円	
	12歳未満の死体		1体	3,000円	45,000円	
	死産児		1体	1,000円	15,000円	
	産汚物		1産	1,000円	4,000円	
	合 同 火 葬	5kg未満 のもの	1頭	1,000円	4,000円	
		5kg以上 15kg未満 のもの	1頭	2,000円	8,000円	
		15kg以上 のもの	1頭	3,000円	12,000円	

		個別火葬		1 頭	15,000 円	45,000 円	
葬祭室				7 時間以内	15,000 円	30,000 円	葬儀、祭儀のため使用する場合に限る。
安置室				24 時間以内	1,000 円	2,000 円	24 時間を超えて使用する場合は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。）を増すごとに当該使用料の 1 割に相当する額を加算する。
待合室				3 時間以内	無料	3,000 円	

- (2) 蒲郡市幸田町衛生組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則について
(使用料の納付時期)

第 5 条 利用者は、利用許可を受けた日に条例第 8 条に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (3) 動物の個別焼却及び焼却した後の骨を持ち帰る行為による収入金額などについて（令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで）

ア 動物の個別焼却 585,000 円 39 件×15,000 円

イ 焼却した後の骨を持ち帰る行為

0 円 件数不明（記録なし）

- (4) 動物の個別焼却 使用料 1 頭 15,000 円（組合市町村居住者）の料金設定に

ついて

担当職員に証拠書類並びに資料の提出を求めたが、公文書は管理上の不備のため所在不明であった。ただし、平成28年2月12日開催、蒲郡市議会経済委員会において、「衛生組合新斎場の使用料等について」の議題があり、そのなかで、衛生組合所長（環境清掃課長）より「個別火葬の料金ですが、原価相当分の15,000円で考えております」との説明がなされ、その後、平成28年3月28日開催、衛生組合議会3月定例会において承認されていることを会議録で確認した。

2 請求人の主張と監査対象部局〔蒲郡市幸田町衛生組合（市民生活部環境課）〕の説明

(1) 焼却した後の骨を持ち帰る行為について

請求人は、ペット（動物）の死体は「廃棄物」であり、焼却した後の骨も同様であることから、廃棄物を持ち帰る行為は認められていないと主張している。

これに対し、衛生組合は、飼育動物の死体焼却後の残骨返却について、昭和46年10月25日付環整第45号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」に「廃棄物とは（中略）これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであつて、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない」と規定されていることから、焼却後に残骨の返却を求められる飼育動物の死体については、動物霊園事業等での扱いと同様に、直ちに一般廃棄物として扱っていない。また、焼却する時点において飼育動物の死体の所有権の主体は未だ申請者にあり、焼却後に返却されなかった残骨及び残灰のみの所有権が放棄されたものとして、最終処理をしているものである。よって、衛生組合斎場における飼育動物の死体焼却後の残骨返却に違法性はないと説明している。

(2) 個別ペット（動物）焼却などの料金設定について

請求人は、料金設定に根拠のない実質的に民間の葬送サービスに類する対価の受領と相違ない額15,000円の徴収が行われていると主張している。

これに対し、衛生組合は、料金体系について「蒲郡市幸田町衛生組合斎場の設置及び管理に関する条例」に規定されていることから、不透明性はない。利用料金設定の根拠についても、平成28年2月蒲郡市議会経済委員会において原価相

当分であることが明らかにされていることが「平成28年2月蒲郡市議会経済委員会会議録」に記録されており、不当な利用料金が設定されていないと説明している。

(3) 清掃に関する法律に一部抵触していることについて

請求人は、「人体の一部」、「胎盤」「産汚物」などを焼却していることが、清掃に関する法律において、処理には協議・届出または設置許可が必要であり、衛生組合が許可などを有していない場合は違反であると主張している。

これに対し、衛生組合は、感染症廃棄物について、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物を指すため、医療関係機関等によってそれらのおそれがないと判断され、個人に返却された切断肢等の人体の一部、胎盤等の胞衣及び産汚物は、感染性廃棄物とは判断されない。また、胎盤等の胞衣及び産汚物は、愛知県が定める「胞衣及び産汚物取締条例」第二条に「胞衣及び産汚物は、取扱場又は火葬場、若しくは墓地において焼却又は埋没しなければならない」と規定されていることから、蒲郡市による火葬場経営許可を根拠に焼却することに違法性はないと説明している。

3 監査委員の判断

法第242条第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」旨を規定している。

したがって、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又

は不当な財務会計行為又は怠る事実によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生する恐れがある場合について、住民が監査委員に対し監査を求め、地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するなどの措置を請求できる制度である。

本件請求において、動物の焼却については、衛生組合は蒲郡市幸田町衛生組合斎場の設置及び管理に関する条例、及び蒲郡市幸田町衛生組合斎場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき使用料を徴収しており、個別焼却1頭につき15,000円（組合市町居住者）を、衛生組合が利用者から利用許可した日に受け取っている。

ペット（動物）の焼却した後の骨を持ち帰る行為については、条例等に規定のないものの利用者からの要望があった場合に限り容認しており、その人数を把握できなかったが、担当職員との聞き取りにより事実と認める。

については、動物の焼却及びペット（動物）の焼却した後の骨を持ち帰る行為に対し、衛生組合の歳入歳出状況などについて令和7年4月1日から9月30日時点で書類調査を実施した結果、ペット（動物）の焼却した後の骨を持ち帰る行為については収入金額の実績のないことが明らかとなり、財務会計上の行為は実在しない。

加えて、「焼却した後の骨」に財産的な価値があると考えすることはできないから、財産的価値の維持保全を直接の目的とする財務的管理上の問題ではなく、斎場運営を管理・維持するための考慮に基づく行政的管理上の問題であると言わざるを得ない。

また、清掃に関する法律に抵触する無許可焼却についても、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」旨が示されている。（最高裁平成6年9月8日判決）

請求人は、衛生組合が管理する斎場で「人体の一部」、「胎盤」「産汚物」などを焼却しているとの情報があり、処理には清掃に関する法律に基づく協議・届出または設置許可が必要であるが、衛生組合がこの手続きを怠っていると主張しているが、損害に対する具体的な適示がない。事実、衛生組合がその手続きを怠っていたからといって、衛生組合に損害は発生していないし、発生するおそれもない。

したがって、本件請求においては、法第242条第1項の規定に「財務会計上の行為又は怠る事実」に該当せず、住民監査請求の要件を満たしていないと判断

する。

付 記

本件請求について、請求人から違法もしくは不当な行為と疑われている手続きあるいは行為に対し、国や県の関係機関と協議を重ね、適正な事務処理を検討されたい。

また、民業圧迫の懸念を指摘されていることに対し、「民業圧迫」は住民監査請求の理由にならないものの、行政サービスとしての必要性、公益性そして非営利性など運用上の事務取扱を再確認し、慎重に対応されたい。